家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成24年7月10日(火)午後3時30分から午後5時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員(五十音順)

青山善充,黒川胤臣,近藤ルミ子,嶋原文雄,澄川洋子,竹内景子,楯香津美, 中原亮一,西岡清一郎,浜本康弘,原幹生,水野あゆ子,三矢惠子,村田珠美

第4 テーマ

- 1 家事調停事件の充実と家事事件手続法施行に向けた取組について
- 2 議事の公開について

第5 議事

- 1 新委員あいさつ(黒川委員,原委員)
- 2 家事調停事件の充実と家事事件手続法施行に向けた取組について
- (1) テーマ選択について

(委員長)

今回は,来年1月に施行される家事事件手続法のもとでの調停の充実をテーマとしたい。家庭裁判所で扱う家事調停事件は,年々増加傾向にあり,平成19年頃と比べて,東京家庭裁判所本庁で2割増という状況で,各裁判官の手持ちの調停事件数も非常に大きな数になっている。そういう意味では,非常に期待されている一方で,新しく施行される家事事件手続法のもとでは,当事者の手続保障を高めるとともに,時代に合った迅速で充実した紛争解決の手段としての調停を実現するということになっており,私どもも,そのための努力をしていかなければいけないという状況である。

(2) 家庭裁判所による総論説明

(説明者)

ア 家事事件手続法の制定

平成23年5月に,家事事件の手続を規定した家事審判法に代わり, 新たに家事事件手続法が制定された。現行の家事審判法は,昭和23年 に施行されて以来,60年を超えている。60年の間に一部改正などは 行われたが,家族を巡る社会状況や国民の法意識が非常に変化している。

特に、国民の権利意識の高まりに応じて、家族間の紛争であっても、関係者の利害の対立が非常に激しく、解決の困難な事件が増えてきた。そのため、当事者が自分で裁判所に資料を提出したり、当事者自身が事情の聴取りを受けたりすることも手続の中であるが、その際に当事者が手続を保障されるということを配慮し、裁判所の判断についても、当事者の納得が得られるようにするという必要性が高まっている。

しかし,60年前に施行された家事審判法には,それを十分に保障する明確な規律がなかったため,このたび,家事審判法の全面改正として,昨年5月に家事事件手続法が成立した。改正前の家事審判法は,もともと全部で31条の条文しかなかったが,新しい家事事件手続法は,293条と大幅に増加し,司法制度改革に伴う,破産法や労働審判法などの最近の大きな法律改正の最後の大改正とも言われている。

イ 事件数の推移

東京家庭裁判所本庁と立川支部に申し立てられた調停事件の推移を紹介すると、平成12年は1万1、452件であったものが、平成22年には、1万5、038件と、10年間で、約1.5倍という状況である。平成23年は、大震災の影響で微減したが、平成24年は、前年同月に比べて増加傾向にある。このように事件が増加している関係で、東京家庭裁判所本庁で、一般調停事件を担当する裁判官9人は、1人の手持ち事件が常時400件から500件となっており、また、遺産分割専門部

の裁判官も,1人当たりの手持ち事件が常時300件程度で,非常に多くの事件を各裁判官が担当している状況である。

次に、東京家庭裁判所に申し立てられた調停事件を種類別に見てみると、離婚などの夫婦関係調整を求める調停事件が約40パーセントを占めている。現在の日本は、統計上3組に1組の夫婦が離婚するということで、その離婚のうちの約10パーセントが家庭裁判所の調停や人事訴訟事件を経て離婚すると言われている。今後も、離婚そのものは増えると思われるので、離婚の増加に伴って家庭裁判所に係属する離婚調停又は離婚訴訟も増えるだろうと考えられる。

調停事件の半数近くを占めている夫婦関係調整調停事件で,申立人が どのような動機で調停を申し立てるかについての統計を見てみると,性 格の不一致というのが第1位となっている。夫婦関係調整調停事件は, 51パーセントが調停成立で手続が終了し,手続外で紛争が解決したと の理由などで取り下げるというものが24パーセントあるので,合計し て約75パーセントが紛争解決に至って終了しているといえる。また, 残りのうち21%は,話合い不成立で手続が終了している。

ウ 調停手続に関する主な改正点

新法のうち主な改正点としては、申立書の写しを相手に送付するという点と、記録の閲覧・謄写をどのように認めるかという点がある。そのほかにも、新しい法律では、電話会議、つまり沖縄と北海道にいる当事者が、双方とも裁判所に出頭しないでトリオフォンという電話を利用して話合いができるシステムや、書面受諾の方法で調停を成立させるといった、より機動的な手続運営ができるような改正もされている。

(ア) 申立書の写しの送付

一つ目の,申立書の写しの送付について,通常の民事訴訟では,原告が訴えを起こした場合,その原告がどういう判決を求めて訴えを起こ

したのか、それから原告の主張する内容はどういうものかということが記載された訴状を当然に相手方に送達している。他方、家事事件の調停の場合には、現在の法律では、申立書の写しを相手方に送付するという規定がなく、原則として申立書の送付はしないという扱いをしていた。なぜ、このような取扱いをしていたかというと、家庭裁判所としては、後見的な立場で、できるだけ紛争を荒立てないようにスムーズに調停の話合いを進めようという考えから、申立人の一方的な言い分が記載された申立書を送付すると、それを見た相手方の感情を無用に刺激し、相手方が憤激するなどして話合いが進まなくなることを避けるという目的に基づくものだった。

他方で、相手方は、調停期日の呼出しを受ける段階では、申立てをした自分の妻や夫が、どういうことを求めているのかということを知ることができないため、申立ての内容を知りたいという要望や不満というのが一定程度あった。そこで、東京家庭裁判所を始め、いくつかの家庭裁判所では、法律の改正前から、相手方に対する手続保障及び調停手続の充実という観点から、書式を工夫した上で、申立書の写しを相手方に送付するという試みをしていた。新しい法律の256条では、こういう動きを踏まえた上で、調停事件の申立書については、原則として相手方に送付するということが明文化された。これによって、相手方としては、申立ての内容を知った上で手続に参加できるようになり、より一層の手続の充実や早期解決に資するものと思われる。

もっとも、申立書の写しを相手方に送付することによって、当事者の 感情的な対立が一層激しくなったり、自主的な話合いが難しくなった りすることは相当ではないので、円滑な進行が妨げられるおそれがあ ると認められる場合には、送付しなくてもよいと規定されている。

(イ) 記録の閲覧・謄写

主な改正点の二つ目として、調停事件について、現在の家事審判法では、当事者の記録の閲覧・謄写は、裁判所が相当と認めるときに限って許可することができるとされている。つまり、記録を見せるか見せないかは裁判所の裁量で決めてよいということになっている。これに対して、新しい家事事件手続法では、話合いの手続ではない、裁判所が結論を審判という形で判断する審判手続については、原則として、当事者の閲覧・謄写を許可すると規定されている。

他方,話合いの手続である調停手続については,新法においても,現行法と同じく,相当と認めるときに限り許可するという規定が残っている。これは,調停事件の記録というのは,他方の当事者を感情的に非難する書面が含まれていたり,家庭内の細部にわたる事柄や高度なプライバシーに関する事柄も含まれていたりするので,記録の閲覧・謄写を原則許可するとした場合,プライバシー侵害のおそれがあるだけでなく,当事者の感情をいたずらに刺激して,円満かつ自主的な話合いという調停の機能が損なわれるおそれがあることから,話合いによる妥当な解決というのを第一義として,ある程度の裁量を裁判所に認めて,相当と認める場合に閲覧・謄写できると規定されたものである。

ただし、当事者の権利意識が非常に高まっている現代社会では、相手の主張や提出書類を見たいというニーズが非常に高いので、事件類型による違いなどを考慮しながら、できるだけ調停においても当事者が提出した資料の閲覧・謄写を許可する方向での運用というのが期待されている。新法施行を半年後に控えた現在、東京家庭裁判所では、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官を含めた職員全員で、新法施行後、透明性のある手続で、迅速かつ納得できる話合いによる解決が実現されるよう準備に取り組んでいる。

(3) 家事調停事件における家庭裁判所調査官の役割

(説明者)

家庭裁判所調査官が調停に関与する態様は様々であるが、これから二つの例を挙げて、夫婦の離婚に関する一般調停事件において、子を巡る事柄、例えば、親権者や監護者の帰すうとか、面会交流に関する事項について、協議が紛糾している状況での家庭裁判所調査官の役割を説明したい。

1 例目は、夫は、自分がまだ小さな子を監護することは難しいと自覚しているのに、不貞をした妻が許せないために親権者を譲らないというケースである。そのような場合には、調停期日に出席して夫婦関係が破綻した事情と子の福祉に関する事情は異なることを丁寧に説明したり、また、そのように考えるように働きかけたりし、場合によっては、時間の限られた調停の場ではなく、夫の意向に関する調査命令を受命して、夫の心情を受容しながらも冷静に離婚後の生活設計を検討できるような働きかけを含めた面接を行い、夫に感情だけでなく、現状を見据えた検討ができるように関わり、問題解決を図っている。

2 例目は,離婚後あるいは別居中の父母とその間に子が居て,子を育てていない方の親が子と会うことを求める面会交流事件である。調停を開くと,子を監護している親が,離れて暮らす親と会うことを子が嫌がっているとして面会交流を拒否し,協議が暗しょうに乗り上げているような事例である。一般に子の健全な情緒的,心理的な発達のためには子を育てていない親との面会交流も含めた交流が望ましいことは異論のないところであり,子には,「世界に一人ずつしかいないお父さんとお母さんのうち,いずれかとは一緒に住めないけれども,一緒に住めない親もいつも君のことを大切に想い,そして,君はいつでも会いたいときに会える。」という意識を持たせることが重要である。ところが,それができないということであり,例えば,会えばすぐに暴力を振るうような親でなければ,子にとっては非常に不幸な状況と

いうことになる。そこで,調停期日に出席し,場合によっては,子の監護状況とか,父母の意向を聴くといった調査命令を受命して関わることになる。

特に子を巡る事柄については、子の言葉や行動のとおりに受け取っては、子の意向や心情を十分に汲み取れていなかったり、子からの重大なメッセージを見過ごしたりすることになる。そこで、父母との面接、子との面接、親子交流場面の観察、面会交流の試行、関係機関からの情報収集等を行い、そういった紛争の背景や子の状況について検討し、その結果を家事審判官、調停委員会に意見を付して報告し、紛争解決に必要な働きかけを行う手掛かりとしている。

(4) 家事調停事件における裁判所書記官の役割

(説明者)

書記官の職務内容としては、公証事務、調査事務、進行管理事務があるとされている。まず、公に証明する公証事務としては、調停が成立したときに、当事者の合意内容を記載した調停調書を作成している。このほか、調停が不成立となった場合に調停不成立証明書を発行したり、調停調書に基づいて強制執行ができる状態にあることを証明する執行文という文書を付与したりする手続も担当している。次に、調査事務としては、例えば、類似事案の先例の有無やその内容を調べたり、外国人が当事者となる渉外事件が申し立てられた場合、日本の裁判所で手続を進めることができるのかとか、進める場合に拠り所とする法律はどの国の法律かといったことを調査したりする。それから、進行管理事務としては、調停期日を決める際に当事者や調停委員と日程調整をしたり、当事者に書類の提出を促したり、調停委員に事件に関する必要事項を連絡したりしている。新法が施行されると、申立書の写しの送付や記録の閲覧・謄写事務なども担当することになると思われる。

具体的に調停事件を担当したときの経験を少し紹介すると,大変だった例として,離婚した元夫が元妻に対して養育費の減額を請求した事件で,調停

室から,「相手方の女性の方が倒れてしまった。」との電話連絡が突然入ったことがあった。急いで駆け付けると,女性が苦しそうに体全体で荒い呼吸をしていて,過呼吸状態になっていることが分かった。最寄りの執務室に応援を求め,当事者の口に紙袋をあてて対応し,車いすで当事者を医務室に運び込んだ。当事者に過呼吸の持病があることを事前に把握できていなかったので,かなり慌ててしまった記憶がある。苦労する点としては,調停事件は,弁護士の代理人を付けずに自分で手続を遂行する方も多いので,手続の説明をしてもなかなか分かってもらえなかったり,自分の思うように調停が進まなかった場合に電話をいただいたりということもある。

それから,嬉しかった例としては,当事者が遠方から来ていた離婚調停で,長時間かかって何とかその日に調停が成立し,当事者双方から非常に感謝されたということがあった。その事件は,午前中に期日が指定された事件だったが,当事者双方からの強い要望もあって,午後も引き続き調整を続けたところ,何とか合意に達したというものだった。調停成立後に手続を説明していると,当事者が感慨深げに感想やお礼を口にすることも結構ある。当事者双方が笑顔で帰っていくときが,書記官としてやりがいや達成感を感じる瞬間である。

(5) 意見交換

(委員)

調停事件が増えている原因や今後の見通しをどのように考えているか。 (説明者)

離婚事件そのものが増えていることが考えられる。また,10年前と比べて,別居中の面会交流,婚姻費用の申立てが離婚事件とセットになって申し立てられる事例が増えている印象がある。さらに,子の監護者の指定の申立てもされるなど,1件の事件が多数の問題に枝分かれしていることも原因の1つであると思われる。全般的には,国民の権利意識が高まり,

家庭裁判所に紛争を持ち込むことが多くなっているという一般的な傾向が あると考えられる。

(委員)

団塊の世代が高齢化して,年齢の高い人の離婚調停が増えたということ はないか。

(委員)

いわゆる熟年離婚というのは、結婚後20年以上たった夫婦のことを熟年離婚と言うそうだが、ある程度の年齢の方の離婚というのは、やはり数字の上では増えている。また、面会交流事件は、飛躍的に数字が伸びている。あとは、今、経済状況が悪いということもあり、養育費や婚姻費用の減額の申立てが目に見えて増えている。社会の現象そのものを反映して事件の様相が変わってきているという印象を受ける。

(委員)

別居調停が成立し、婚姻費用を支払うような場合について、二つ質問がある。一つは、別居調停成立後、関係が修復されるケース、あるいはそれから離婚まで至るケースに関して、家庭裁判所として何かフォローしているのか。もう一つは、家庭裁判所で決められた婚姻費用について、履行勧告という制度もあるが、きちんと支払われているか調査をしているか。

(説明者)

最初の質問について、別居調停成立後、関係が修復したのか、それとも 最終的に離婚に至ったのかという一般的な後追い調査はしていない。唯一、 どうなったか分かるのは、再度の夫婦関係調整の申立てがあったときにな るが、多分、再度の申立てということになると、別居はしているが、やは り離婚したいということで申し立てられる場合が多いと考えられる。2番 目の婚姻費用の点についても、きちんと支払われているか調査確認はして いない。履行勧告の申立てがあれば、履行されていないことが分かる。

(委員)

軽度の知的障害の方あるいは精神疾患を持っている方に対し,どのよう な配慮や対応がされているか。

(説明者)

期日を入れる前に必ず申立書に基づいて家庭裁判所調査官による事前の事件審査をしている。その事前審査の段階で、精神的な問題があるということが申立書の記載からうかがわれる場合、例えば、うつ傾向にあるようなことが分かると、判断能力等の点に問題がありそうなので、精神的な手続能力の判断のために、調停委員2人のほかに家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会うこともある。さらに、その段階で、精神科の専門医である医務室技官が期日に立ち会うという命令を出すこともある。手続の開始当初でそのような判断を行うほか、進行中にどうも当事者の精神状態に問題があるというようなことを調停委員が把握した場合、直ちに裁判官と協議し、家庭裁判所調査官や医務室技官が関与することもある。

(説明者)

今説明があったとおりだが,そのような方が当事者となった場合,大きく分けて二つの問題がある。一つは,調停行為能力があるかどうかということである。調停行為能力がなければ,調停をすることができないので,その点については,最終的な判断の基礎となる医務室技官の意見を踏まえて,裁判官が調停行為能力を判断することになる。では,調停行為能力はあるが,その病状等によって,冷静に自分のことを考えて意見を述べることができるかという辺りは,それはまた別の問題であり,そのときには,その方の疾患,病気の種類,そのときの状況等によって,家庭裁判所調査官あるいは医務室技官がなるべく適切な働きかけをして,冷静に自分のために考えて発言ができる状況を作るように,いろいろな調整をしている。

(委員)

夫婦関係調整調停事件について,ある程度調停をして話し合った結果,取下げ又は不成立というのは仕方ないと思うが,第1回から全く調停の中身らしいものがないまま,婚姻費用の分担については審判移行し,離婚については離婚訴訟を行うことになり,苦労したケースがあったが,そういった事件が最近増えているか。

(説明者)

そういう事例は,昔から一定数あったが,割合でいうと,それが相対的 に特に目立って増えているという印象はない。

(委員)

調停というと,何というか,まどろっこしいようではあるが,実は人事訴訟の前段階にある最初の調停をきちんとやらないと,その後に本格的な話合いはできないので,間違ったと気付いたときに,後戻りの黄金の橋は架かっていないということになる。過去に,調停で一生懸命やっておかなかったために大変こんがらがった感じになって,大変反省している事例があるので,調停の充実というのは,本当に大事だと思っている。新しい手続で,申立書の写しを相手方に渡すことになると,相手方が感情的になることを懸念するかもしれないが,相手方の反論をきっかけに調停の中で互いの言い分を出し合えると思うので,申立書の相手方への送付は,不安もあるが,調停の充実という意味では,少し期待できると考えている。

(委員)

夫婦関係調整調停事件については,女性からの申立てが非常に多いように感じられる。また,特に熟年の男性は,調停に呼び出されたこと自体にプライドを傷つけられたり,なぜ自分たちで解決できないのかと,調停に来たこと自体に腹を立てたりする方もいらっしゃる。事件の種類にもよると思うが,申立ての男女の比率はどのくらいか。

(説明者)

妻からの申立てが74%,夫からの申立てが26%と顕著な差がある。 (委員)

男性の方が家庭裁判所に来ることに抵抗感があるという点について,私の個人的な感覚からすると,そういうことは最近あまりないという印象を受ける。それぞれの権利意識が非常に明確になっているので,申立てをされる女性に,離婚原因が相手方にあるという意識が強く,それに対して,相手方も申立てがあれば,割合抵抗なく調停に臨んで,自身の主張をされるというのが最近の調停の構図と感じている。

(委員)

若い男性でも、自分が申し立てる分には平気であっても、相手方として呼び出されたことに対する怒りがあるのかもしれない。そして、なぜ自分たちで解決できないのかと言って、怒りを表す方が結構いらっしゃる。調停委員から当事者の方には、調停は、決して裁判所が命令を下すわけではなくて、話合いをうまくしていくための場であるといったことをいろいる説明し、納得してもらい進行している。

(委員)

DV被害に遭われた女性の支援を行っている中で、調停に行った際に、加害者(暴力を振るった夫)と会うだけで、過呼吸になったり、震えが来て静止できなくなったりする方がいらっしゃるので、場合によっては、夫と会わないように時間をずらすなどの配慮をしてもらうことも多々あるが、中には、調停の場で夫と遭遇してしまって、非常にパニックになった方もいらっしゃる。家庭裁判所として、DV被害に遭われた方については、期日をずらすとか、加害者と会わないような場所の工夫をするといった申し送りのようなものがあるのか。それともう1点、家庭裁判所として、DVに関する理解を深めるための研修等を行っているか。

(説明者)

まず、申立書からDVが読み取れる場合は、時間をずらすというのが、一番初歩的な対応策となるほか、両当事者が顔を合わせないような場所に、それぞれの待合場所を設定し、場合によっては、当事者に動かないようにしてもらい、できるだけ接近を避ける。さらに進んだ形になると、日にちを変えるという対応をとることもある。また、事案に応じて、一方当事者を先に帰し、職員が駅まで付き添うというようなことも行っている。もう一つの質問については、調停委員の初任の研修などでもテーマとして取り上げて、理解を求めている。

(説明者)

調停事件の申立てがあると,家庭裁判所調査官が手続選別を行い,申立書等にDV関係の記載があれば,その記載内容に応じて,当事者あるいは代理人である弁護士に電話し,待合室や呼出の関係などについてどんな配慮が必要なのか意見を尋ねたり,あるいは家庭裁判所ができることを説明したりしている。

(委員)

新法が施行された際に,DV事案などの例外を除いて,申立書の写しとかを原則送付するというように言われているが,DV事案では,脅迫的なメールや電話が怖いので,居所や電話番号を知られたくないという方が多いと思うが,申立書の中に,連絡先として居所や携帯番号が書かれている場合,そもそも申立書を相手方に送らないのか,それとも,そういうところを黒塗りにして送るような運用をしようと考えているのか教えてほしい。(説明者)

住所の秘匿というのは、現在でも本当に強い要請があるところで、もちるん新法でも秘匿情報の一番重要なものと位置づけている。住所について 秘匿希望がある場合には、その旨の手続をしていただく。このような場合 には、申立書の内容自体は送付するが、住所などはお知らせしないという 運用を予定している。

(委員)

調停のとき、夫婦だけでなく、その子どもの意見を聞くこともあるか。

(説明者)

特に面会交流や親権者を巡る話合いで,調停委員会として,家庭裁判所調査官に,子の年齢に応じて,話を聴く場所等にも配慮しながら,子の意向を調査するように命令を出し,それに応じて家庭裁判所調査官が調査を行うというのが一般的である。

(説明者)

子の調査は、家庭裁判所調査官のかなり重要な仕事と考えている。子の意向、意見というのは大変重要だが、何歳以上が子の意見と言えるのかということは、子の発達とも相まって難しいところである。三つ、四つの子が、ママ好き、パパ好きとか言っているのと、中学生が、お父さんのことを信頼して、ついていきたいと言うのは、明らかに意味が異なる。したがって、抽象的な発言になってしまうが、年齢に応じて、質問の仕方を変えて工夫する必要があるし、一方の親と一緒に住んでいる場所で面接するのと、家庭裁判所で面接するのとでは違ってくるので、面接場所も慎重に判断している。また、言葉のみならず、言葉以外の動作や表情等の観察も十分に行うよう心掛けている。

(説明者)

実際に子が生活をしている場所に行って調査を行うこともまれではなく、逆に、家庭裁判所内にあるプレイルームのようなところで、おもちゃを使って遊ばせながら、ちょっと裁判所とは違った雰囲気で、リラックスしているいる話を聴くこともある。

(委員)

申立ての男女比について、妻が74%、夫が26%とのことだったが、

夫側の申立ての主な理由を教えてもらいたい。

(説明者)

申立動機について,男女別で統計を取っていないが,夫からの申立ては, 性格の不一致,異性関係,性的不満辺りが多いという印象である。

(委員)

個人的な感覚では、夫からの申立ての中で、精神的虐待とか親族との折合いが悪いというのも少し目立つように思われる。妻が精神的に虐待するという内容をよく見ると、ある程度中年の方で、家に帰っても大切にしてもらえないという意味合いのものや、自分の両親と仲良くしてくれないといったものが見られる。

(委員)

仮に調停の申立段階で,裁判をやって離婚請求が認められるかどうかという大体の見通しがついていたとしても,特に子がいるような場合は,裁判ではなく,調停の話合いで解決した方がよいと思っている。調停での解決を目指して,どうしたらよいかというのを代理人として毎回知恵を絞っているが,親権とか面会交流が絡む事件では,金銭のように多少減額してというわけにはいかず,調整が非常に難しい。親権や面会交流の話合いがつかないと,裁判しかないとなりがちだが,当事者から,ネックとなっているのがどこだというところを調停委員がよく聞いてくれたり,それで,こうしたらどうだろうかというアイデアを出してくれたりし,それに当事者側も乗っかって,何とか解決に向けて話を進めていき,難しい調停事件が成立し,本当に円満に解決できたという事例もたくさんあった。

それから,個人的な感覚であるが,男性というのは,女性と違って,多 少プライドとかもあるのか,家庭内のことを同僚や親族に相談されない方 が多いように思う。そういう場合は,調停委員に思いを聞いてもらうこと で気持ちがほぐれ,妻の言い分とかをある程度聞いて,離婚に応じたり, 親権等でも折れたりして,調停がまとまることがよくある。調停委員にとっては,ご苦労だと思うが,当事者の言い分をきちんと聞いてもらえるということに,代理人として感謝している。

(委員)

素朴な感想として、最近離婚が多いということは何となく分かっていたが、裁判官一人当たりの手持ち事件数が四、五百件と聞き、ちょっと驚いた。調停の充実というテーマは、これは確かに大事だと思うが、このまま増える傾向が続くとどうなっていくのかということもあり、調停自体を減らしていけるような対策も必要ではないかと思う。素朴な質問として、調停を利用した場合の申立人とかの費用負担と、調停に至る前に相談する公的な仕組みがどうなっているのかについて教えてほしい。

(説明者)

まず、調停の申立手数料については、1件当たり1、200円の収入印紙を貼っていただくほか、申立時に郵便切手800円分をお預かりしている。郵便切手は、足りなければ追加してもらい、余ればお返しする。もう一つの質問について、申立てに至る前に離婚したいが、どんな手続があるかということで、当事者が家庭裁判所1階の手続案内に来られることはある。裁判所書記官や家庭裁判所調査官が当番で手続案内を担当しているが、実質的にどうしたらいいかという相談に乗ることはできず、離婚の調停を申し立てるにはどうしたらいいかといった手続の説明になる。

(委員)

初歩的なことだが,調停委員というのは,あくまで実際に調停という申立てが行われてから,初めて登場することになるのか。

(説明者)

おっしゃるとおりで,調停委員は,実際に申立てがあってから,家事審判官が具体的に事件を担当する男女1人ずつの調停委員を指定する。

(委員長)

先ほどの調停の申立てを減らす方法という趣旨を教えてほしい。

(委員)

当然,裁判所として考えられることと,そうではないことがあると思うが,もう少し全体的な視点から,当事者が自主的に解決できる割合が増えていくような,マクロな面での方策も考えていく必要があるのではないか。(委員長)

養育費の金額の目安は、インターネットでも紹介されており、皆さん、 大体これぐらいになるというのはつかんで家庭裁判所に来られる。そこで、 もし当事者間でそれを見て決めてくれればという意味では、いろいろな情 報開示をしていければ申立件数が減ることも考えられるが、なかなか個別 性の強い、人と人の関係の問題なので、そういう訳にもいかないところが ある。裁判所としては、申し立てられた事件について、紛争解決を願う国 民の期待にできるだけ応えようというのが、今回の調停充実の議論だと考 えている。

(委員)

先ほど、裁判に移る前に調停をきちんとやるべきだという発言があったが、私も全く同感である。かつて人事訴訟の家庭裁判所への移管時に、従前は、家庭裁判所の調停を非常に熱心にやって、調停で決着をつけようという熱意が当事者にあったが、人事訴訟が家庭裁判所に移管されると、調停と訴訟を同じ裁判所でやるので、場合によっては、調停前置を形だけ整えるために、すり抜け的に調停を利用して、どんどん訴訟の方に上げてしまうようになったら困るということを熟年の裁判官が懸念していた。しかし、その後の様子を聞いていると、人事訴訟が家庭裁判所に移管されても、調停は調停でしっかりやっているとのことなので、大変安心している。

それにしても,裁判官1人当たりの事件が四,五百件というのは,やは

リ少し異常ではないかと思う。司法制度改革で,弁護士を中心にこれだけ 法曹人口が増えているにもかかわらず,裁判官の数は,それに比べてあま り増えていない。事件がたくさん来るところは,それだけ人員の配置をし なければならないのではないか。裁判官も調停委員も相当な事件数を持っ ており,これで本当にうまくできるのか心配している。

それから、もう一つ、事前相談について、先ほど裁判所の方から、手続案内はするけれども、内容的なことは相談に乗ることができないという話があったが、それはごもっともで、そうあるべきではあるが、最近、盛んになっている民間ADRの例を見てみると、事件に入る前に、手続案内だけではなく、内容的な相談にも応じている。その相談を受け付けたときに、どこまで相談に応じるかということについて、ある民間のADRでは、こういう事件については、こういう解決をしたというのをインターネットや会報に掲載しており、類似の事件について、インターネットのここを見れば、それが出ていますからと案内することもある。そうすると、それでは見てみますということになり、その次に電話が掛かってきたぐらいから、手続案内が始まるというのが事前相談の一例である。家庭裁判所で、そうするのがいいのかどうかというのはともかく、手続案内をする場合に、少なくとも公表されているものについては、こういうものがありますということは言えるのではないか。

(委員)

ADRでは、とにかく早く解決する、権利義務というのは白黒付けなくても、ある程度、半分以上の確率で判断するという部分があるので、その性質上、夫婦の離婚や子の問題は、家庭裁判所がやらざるを得ないと思う。(委員)

各家庭を巡る環境とか,いろいろなことを専門家に任せていきたいという声が多く,今後もこういう件数は減らないと思うので,担当する人の数

が増えなければ、1人当たりの件数が増えていくことになる。今の世の中は、何でも数字で評価するようになり、効率的にやろうという流れも結構あるが、やはり充実と言った場合には質の充実だと思うので、本当は件数が増えるに従って担当する人が増えた方がよいと思う。

(委員)

調停が成立しなかったものが、とても大事だと思っている。成立しないこと自体は、仕方のないことだが、成立しなかったから意味がないということではなく、調停前置によって、感情がほぐれたり、争点が明らかになったりするし、また、ある種、審判や訴訟に移行する前提として、一定の資料が出されるため、不成立となった調停の価値や意味というのは大きいと思う。

調停を充実させる一つの工夫として、とりあえず相手方に家庭裁判所に来てもらって、話してもらうよりも、A4で1枚ぐらいのチェックシートに、収入がいくらであるとか、本当は割り切っていけば、次のうちいくらからいくらまでなら婚姻費用を支払ってもいいと思っているといったことを負担にならない程度で記入してもらうようにすれば、調停の早い段階で、相手方の考えをより理解できると思う。

それと、もう一つは、家庭裁判所のホームページで、養育費の試算表が公表されているが、今の若い人に対しては、文書を送って読んでもらうより、ホームページへのアクセスの方が確認してもらえることが多い。養育費とかの場合、家庭裁判所ではこういう試算表というのを使っているので、詳しくはここにアクセスして、あなたの言い分が通った場合、あるいは相手方の言い分が通った場合の金額がどのぐらいになるか確認してから調停に来るように案内してもよいかと思う。

(委員)

今指摘のあった、相手方のいわば答弁書的なものについては、おそらく

新法になったら実施されると思う。算定表については,世の中にかなり浸透しているようで,我々が注意喚起するまでもなく,それを見て来られる方が一定数いらっしゃる。

3 議事の公開について

(委員長)

このたび,ある団体から,家庭裁判所委員会の傍聴を求める要望書が手元配布資料のとおり提出されている。要望書の趣旨は,身近で開かれた家庭裁判所を実現するために市民が家庭裁判所委員会を傍聴できるように公開してほしいというものである。この問題については,平成16年1月第1回家庭裁判所委員会開催時に,相当長く議論をして,いろいろな意見を戦わせたところ,議事を一般に公開すると,積極的に発言するということに影響が出るとの意見などにより,最終的には議事概要をホームページにて公開する扱いで,当時の委員の方の意見が一致し,現在もその運用をしているという状況である。今回の要望書によって,現在の運用を見直す必要があるかどうかについてお諮りしたい。

(委員)

家庭裁判所では,プライバシーにかかわる具体的な事案を紹介しにくくなるので,議事は公開せず,後で匿名化あるいは概要化して議事概要にすればよい。

(委員)

議事を公開しながらでは、率直な意見が言いにくくなり、議論がしにくいのではないか。

(委員長)

率直な議論ということと,議事概要はきちんと公開するというところで, 当時の委員会でもかなり議論があった。公開ということなら,いろいろな方 法があるのではないかということで,いろいろな方法の中から取捨選択して きたところであるので,今回の結論としても,従前の運用を維持するという ことでよろしいか。

(異議なし)

4 次回予定

平成24年12月4日(火)午後3時00分

以上